

ドイツの"branch-off"出願を利用した戦略的な権利取得

2015年11月24日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

ドイツにおける実用新案登録出願は、一般に、特許出願の影に隠れてその重要性が十分に認知されていないようですが、後述するように、費用面のみならず、柔軟性に富んだ権利行使を適宜に講じ得ることから、非常に有用なツールとして活用することが可能です。

ドイツにおいては、日本語で実用新案登録出願をファイルすることが可能です。なお、日本語で出願した場合、その出願日から3ヶ月以内にドイツ語の翻訳文を提出する必要があります。また、実用新案登録出願は、方式審査のみが行われ、実体審査は行われません。したがって、方式要件を充足していれば、そのまま登録されます。実用新案権の存続期間は、最長で出願日から10年です。

ドイツには分岐（branch-off）出願という制度が設けられています。この制度を利用することにより、特許出願の出願日／優先日を享受した上で、特許出願（ドイツ国内特許出願／EP特許出願）の発明と内容的にほぼ同一の考案の権利化が可能となります。分岐出願制度を利用した実用新案登録出願は、特許出願の査定決定から2ヶ月以内、または、特許出願の出願日から10年以内にファイルすることが可能です。

ドイツの実用新案登録出願においては、特許権とほぼ同様の主題（一部を除く。）が保護対象となります。しかも、特許出願（ドイツ国内特許出願／EP特許出願）との間でダブルパテントの問題が生じることはありません。このように、分岐出願制度を利用した実用新案登録出願は、特に権利行使の観点から非常に魅力的な手続であると言えます。以下に、分岐出願制度を利用した実用新案登録出願に関し、その特徴、及び、戦略的な活用法等について説明します。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.